

議会運営委員会日程

平成24年10月2日（火）

午前10時 502会議室

日程第1 議員提出議案について

- (1) 議員提出議案第1号 川崎市子どもを虐待から守る条例の制定について

日程第2 意見書案及び決議案について

- (1) 意見書案第20号 日本人及び日系企業の安全の確保等を求める意見書
- (2) 意見書案第21号 中小企業の成長に資する施策の充実を求める意見書
- (3) 意見書案第22号 脱法ハープに対する早急な規制強化を求める意見書
- (4) 意見書案第23号 李明博韓国大統領の言動に抗議し、対韓国外交の見直しを求める意見書
- (5) 意見書案第24号 香港民間団体による領海への侵入及び尖閣諸島への不法上陸に関する意見書
- (6) 意見書案第25号 県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直しに関する意見書
- (7) 決議案第2号 2020年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の東京招致に関する決議

日程第3 市及び各区選挙管理委員・同補充員の選挙について

日程第4 議員の派遣について

日程第5 10月3日（水）の本会議の運営について

【別紙「10月3日（水）の本会議の議事要領」による】

日程第6 今後の議会改革等の検討課題について

- (1) 予特委員会の常設化等の検討
- (2) 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方

日程第7 交渉会派の人数について

日程第8 その他

議員提出議案第1号

川崎市子どもを虐待から守る条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年10月2日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者	川崎市議会議員	浅野文直
	〃	吉沢章子
	〃	松原成文
	〃	原典之
	〃	菅原進
	〃	かわの忠正
	〃	河野ゆかり
	〃	東正則
	〃	粕谷葉子
	〃	吉田史子
	〃	添田勝
	〃	松川正二郎
	〃	小田理恵子
	〃	小川顕正

川崎市子どもを虐待から守る条例

目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 区役所の機能の強化（第8条・第9条）

第3章 未然防止（第10条～第13条）

第4章 早期発見及び早期対応（第14条・第15条）

第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援（第16条～第20条）

第6章 雑則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることに関し、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、施策の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいい、保護者が、その監護する子どもに対する当該保護者が交際している者その他の同居人以外の者による同条第1号、第2号又は第4号に掲げる行為と同様の行為を放置することを含むものとする。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

（基本理念）

第3条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推

進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。

2 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。

3 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を行うものとする。

4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。

5 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どものしつけに際して人権に配慮し、子どもの心身の健全な成長及び発達を図るよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、虐待の防止等に努めるほか、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策に協力するとともに、虐待のないまちづくりを推進するための取組を積極的に実施するよう努めなければならない。

2 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的な知識及び技術の修得に関する研修をその職員に受けさせ、又は受けることにより、その職員又は自らの資質の向上に努めなければならない。

第2章 区役所の機能の強化

(区役所の体制の強化)

第8条 市は、虐待の防止等に関し、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。

(情報の共有)

第9条 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合はその旨の情報を区役所及び児童相談所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないように必要な措置を講ずるとともに、区役所における当該情報の共有の徹底を図るものとする。

第3章 未然防止

(子育てに関する支援のための施策)

第10条 市は、虐待の未然防止に当たり、市民及び子育て支援機関等（子育てに関する支援を行う機関、団体その他の関係者をいう。以下同じ。）と連携し、子育てに関する支援のための施策の充実その他安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。

2 子育て支援機関等は、虐待の未然防止に当たり、子育てに関する支援のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(子育てに関する情報の提供又は相談)

第11条 市は、前条に規定する子育てに関する支援のための施策として、子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育ての経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する機会その他の適当な機会の利用に努めるものとする。

2 市は、虐待の未然防止に当たり、子育て支援機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る活動について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

(乳児家庭全戸訪問事業等の活用等)

第12条 市は、虐待の未然防止に当たり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を区役所及び児童相談所において共有するよう努めるものとする。

(児童虐待防止推進月間)

第13条 市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

- 3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 早期発見及び早期対応

(早期発見のための環境整備)

- 第14条 市は、虐待を早期に発見できるよう、関係機関等との連携を十分に図るものとする。

- 2 病院並びに学校及び保育所等は、虐待防止委員会その他の職員の相談、報告等に基づき虐待を早期に発見し、対応の方針を協議するための複数の職員で構成される組織を設置するよう努めるとともに、職員が虐待を早期に発見し、適切に対応するための手引を作成するよう努めるものとする。

(通告に係る対応)

- 第15条 市民及び関係機関等は、法第6条第1項の規定による通告（以下「通告」という。）の義務を有していることを自覚し、当該義務を怠らないようにしなければならない。

- 2 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告を受けてから遅くとも48時間以内に当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第8条第1項又は第2項に規定する安全の確認（以下「子どもの安全確認」という。）を行わなければならない。

- 3 通告の対象となった子どもの保護者は、市が行う子どもの安全確認に協力しなければならない。

- 4 市民及び関係機関等は、市が行う子どもの安全確認に協力するよう努めなければならない。

- 5 市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第10条第1項及び第2項の規定に従ってためらわずに警察の援助を求めなければならない。

- 6 市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。

- 7 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 8 市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがないと認めた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援

(専門的な治療、心理療法等の支援)

第16条 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援並びにその保護者に対する支援及び指導を行うよう努めるものとする。

(保護者に対する再発防止のための指導)

第17条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導の徹底等に努めるものとする。

(子どもに対する教育支援)

第18条 教育委員会及び学校は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。

(里親等への支援の充実)

第19条 市は、虐待を受けた子どもの養育のため、児童福祉法第27条第1項第3号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親(以下「里親等」という。)への委託に関し、里親等の養育負担の軽減、養育不安の解消及び養育技術の向上のために必要な支援の充実を図るものとする。

(転出する場合の措置)

第20条 市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及びその保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援に必要な情報を伝達し、その他必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

第6章 雑則

(市長の報告)

第21条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(見直し)

2 議会は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

提 案 理 由

子どもを虐待から守ることに関し、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、施策の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与するため、この条例を制定するものである。

意見書案第20号

日本人及び日系企業の安全の確保等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年9月28日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文直

〃 菅原 進

〃 東 正則

〃 竹間 幸一

〃 松川 正二郎

日本人及び日系企業の安全の確保等を求める意見書

日本政府による沖縄県の尖閣諸島の国有化に抗議する中国での反日デモが、かつてない規模にエスカレートした。

北京では日本大使館が投石され、地方都市では日系企業の工場や店舗に対する放火や破壊、略奪まで行われたほか、デモの現場ではないものの日本人が暴行された例もあり、安全確保のため、一部の工場や店舗が休業し、従業員や家族に不要不急の外出を控えるよう求めたり、駐在員と家族の一時帰国に踏み切る企業も出たとのことである。

さらに、各地で日本の国旗が燃やされるなどしており、また、先には、北京市内で丹羽宇一郎駐中国大使が乗った公用車が襲われ、公用車に掲げられていた日本国旗が奪われるといった看過できない事件も起きている。

これらの事件の背景には、尖閣諸島問題をめぐって中国当局が容認している反日感情の高まりがあるが、放火や略奪、暴行は当然ながら犯罪であり、愛国的行為は罪に問われないとする「愛国無罪」のスローガンの下、愛国や反日を口実にした破壊行為は容認できるものではない。

このように現地の日本人の安全が危ぶまれる中、日本人や日系企業に被害が相次いだことについて日本政府が中国政府に抗議し、安全確保を求めたのは当然であり、今後も現地の日本人の保護に全力を尽くすことが求められている。

よって、国におかれては、現地の日本人の生命、身体及び財産並びに日系企業の財産を守るための方策に万全を期されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣

意見書案第 2 1 号

中小企業の成長に資する施策の充実を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

川崎市議会議長 大 島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅 野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

〃 竹 間 幸 一

〃 松 川 正二郎

中小企業の成長に資する施策の充実を求める意見書

中小企業は、地域の経済や雇用の要として大きな役割を果たしているが、現在、円高やデフレが長引いている上、安定的な電力供給が不安視されるなど厳しい経営環境の中で、優れた潜在力を持ちながらも、苦しい経営を余儀なくされている。

本格的な経済成長を図るためには、雇用の大多数を支え、日本経済の礎となっている中小企業の活性化を図る視点が重要であり、国は、中小企業が潜在力を十分に発揮し、果敢に挑戦できるよう、あらゆる政策手段を総動員すべきである。

よって、国におかれては、中小企業の役割の重要性を踏まえ、その成長に資する施策の充実のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 環境、健康、医療など新たな成長分野で事業に取り組もうとする中小企業を支援するために、経営支援の強化など中小企業の成長支援策を拡充すること。
- 2 地域の中小企業の雇用や仕事を増やし、内需を創出する活性化策として、老朽化した社会インフラの修繕、補強など必要な公共事業に対し、一定期間、集中的な投資を行うこと。
- 3 電力の安定的な確保に向け、自家発電設備、蓄電設備及び省エネルギー機器の導入、LED等高効率照明への買換え等を促進するための支援措置を拡充すること。
- 4 中小企業の将来性と事業の継続性を確保するために学生や若者の雇用マッチング事業を地域単位で強化するなど、優秀な若い人材の確保のための対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

意見書案第 2 2 号

脱法ハーブに対する早急な規制強化を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

川崎市議会議長 大 島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅 野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

〃 竹 間 幸 一

〃 松 川 正二郎

脱法ハーブに対する早急な規制強化を求める意見書

近年、薬事法で製造や輸入、販売が規制されている指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜ、「お香」、「アロマ」などと称したいわゆる脱法ハーブが出回っており、これを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。

また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせるなど、第三者に被害を与える事件も起きている。

このような状況の中、脱法ハーブをめぐるのは、化学構造を少し変化させることで法規制を擦り抜け、指定薬物として指定されれば再び化学構造を少し変化させて流通させるということが繰り返されており、法規制が追いついていないのが実態である。

しかしながら、脱法ハーブは、覚醒剤、麻薬等の乱用への入り口になることが危惧されており、青少年による薬物乱用を防ぐためにも、早急な規制強化は、喫緊の課題である。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる包括指定を早急に導入すること。
- 2 現在、指定薬物を取締りの対象としていない麻薬取締官や麻薬取締員に、指定薬物の取締権限を付与するなど法整備の強化を図ること。
- 3 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物乱用防止教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣

意見書案第23号

李明博韓国大統領の言動に抗議し、対韓国外交の見直しを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年9月28日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

〃 松 川 正二郎

李明博韓国大統領の言動に抗議し、対韓国外交の見直しを求める意見書

韓国の李明博大統領は、日本政府の再三の中止要請を無視し、韓国歴代大統領として初めて今年8月10日に島根県の竹島に不法上陸した。

このような行為は、日本政府と国民の努力により築き上げられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであり、日本政府は、この事態を深刻に受け止め、韓国政府に対し、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、厳然たる措置を講じなければならない。

また、李大統領は、同月14日、天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいなら、独立運動で亡くなった方々に対し心からの謝罪をする必要がある」と述べたが、本来、天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成20年に来日した際、自ら両陛下に招請した経緯がある。

したがって、今回、天皇陛下の謝罪がなければ「訪韓の必要がない」などと発言したことは、極めて礼を失するものであり、李大統領の一連の言動を看過することはできない。

よって、国におかれては、竹島問題に関して、韓国の行動に歯止めをかけるために、国際司法裁判所への提訴にとどまらず、あらゆる対応策を検討し、対韓国外交の総合的見直しを進められるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
外務大臣
財務大臣

意見書案第24号

香港民間団体による領海への侵入及び尖閣諸島への不法上陸に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年9月28日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文 直

” 菅 原 進

” 東 正 則

” 松 川 正二郎

香港民間団体による領海への侵入及び尖閣諸島への不法上陸に関する意見書

今年8月15日、香港の民間団体である「保釣行動委員会」の船が我が国の領海に侵入し、乗組員の一部が尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。

今回の不法上陸に関しては、事前に予告があつたにもかかわらず、みすみす不法上陸させることとなつた。

また、海上保安庁の艦船に対してれんが等を投げ付けるなど、明らかに他に罪を犯した嫌疑があると考えられるにもかかわらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し、強制送還としたが、政府は、国益を損なうことのないよう厳然とした措置を講じるべきである。

よつて、国におかれては、日本の国家主権を断固として守るために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 今後、同様の事案があつた場合には、我が国の法令を厳正に適用すること。
- 2 中国に対し、断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めること。
- 3 尖閣諸島及びその海域の警備態勢を抜本的に見直すとともに、領土・領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携及び装備・人員の拡充を急ぐこと。
- 4 施設の整備などを通じて尖閣諸島周辺の海の有効活用を図ること。
- 5 尖閣諸島は、歴史的にも国際法の上でも我が国固有の領土であり、領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
法務大臣
外務大臣
国土交通大臣
防衛大臣

意見書案第25号

県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直しに関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年9月28日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者	川崎市議会議員	竹間 幸一
	〃	市古 映美
	〃	石川 建二
	〃	宮原 春夫
	〃	石田 和子
	〃	斉藤 隆司
	〃	佐野 仁昭
	〃	井口 真美
	〃	勝又 光江
	〃	大庭 裕子
	〃	猪股 美恵

県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直しに関する意見書

神奈川県緊急財政対策本部調査会は、今年9月21日、県民利用施設、県営住宅などの県有施設は市町村への移譲も含めて原則全廃の視点で見直し、補助金は市町村向けのものも含めて全て一時凍結の上、抜本的に見直すべきといった内容を盛り込んだ県への提言となる最終意見をまとめ、知事に提出した。

見直しの対象となる県民利用施設及び出先機関については、川崎市内では、県立川崎図書館、県立東高根森林公園、3つの県税事務所、パスポートセンターなどが対象となっている。

また、県営住宅については、民間賃貸住宅の借り上げ方式や家賃補助方式などに転換し、県が保有する必要性が低下した住宅は積極的に廃止するとしているが、川崎市内には県営住宅が約4,000戸も存在している。

さらに、見直しの対象となっている県からの補助金には、本市に対するものとして、今年度予算で、小児医療費助成事業補助金にあつては約6.2億円、重度障害者医療費給付補助事業補助金にあつては約6.3億円の補助金などが含まれている。

最終意見では、県有施設の機能の維持や、市町村への補助金の見直しにおける市町村との十分な調整に言及してはいるものの、これらの県有施設の廃止・移譲や補助金の削減・廃止・凍結が行われるようなことがあれば、本市の市民生活・福祉施策・行財政に計り知れない影響をもたらすことになる。

よって、県におかれては、県有施設の廃止・移譲、県から市町村への補助金等の削減・廃止・凍結などの見直しを行なわれぬよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

決議案第2号

2020年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の東京招致
に関する決議案の提出について

上記の決議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出
いたします。

平成24年9月28日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

〃 松 川 正二郎

2020年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の東京招致に関する決議

近代オリンピックは、世界最高のスポーツの大会であるだけでなく、「スポーツを通して心身を向上させ、さらには文化・国籍など様々な差異を超え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって理解し合うことで、平和でより良い世界の実現に貢献する」というクーベルタンが提唱したオリンピズムの理念の下、国際交流や平和を希求してきた。

中でも1964年のオリンピック東京大会は、多くの国民に感動と自信を与え、戦後の日本の復興を全世界に示すとともに、アジア初のオリンピックとして、世界とアジアの交流促進に大きく貢献したところである。

現在、我が国は、東日本大震災からの復旧及び復興に全力で取り組んでいるが、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の開催は、国民に希望を与え、復興・再生の象徴となるとともに、力強く復興した我が国の姿を世界に示し、支援を寄せてくれた世界中の人々への感謝の意を示す絶好の機会となる。

また、日本での開催は、社会資本の整備や観光客の増加などを通じ、我が国の一層の発展に寄与し、スポーツの振興や国際交流、さらには障がい者が暮らしやすい環境の整備の観点からも大きな効果が期待できるとともに、市内企業に蓄積された優れた環境技術を始めとする特徴と強みを生かして国際貢献を進める本市の魅力を、世界に発信する好機となり得るものである。

よって、本市議会は、2020年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の東京招致を積極的に支持し、それらの開催の実現を強く求めるものである。

以上、決議する。

年 月 日

川崎市議会

川崎市選挙管理委員名簿

平成24年10月3日

氏名	年齢	住所	推薦会派	所属政党
うえはらくにお男	79	多摩区菅稲田堤2丁目7番11号	自民党	自民党
ほんまにじろう	62	多摩区菅馬場1丁目28番10号	公明党	公明党
たまいのがげ重	68	多摩区生田6丁目7番15号	民主党	民主党
こたけこう洋	67	川崎区小田3丁目7番10号	共産党	共産党

川崎市選挙管理委員補充員名簿

平成24年10月3日

氏名	年齢	住所	推薦会派	補充順位	所属政党
あおきひでき記	54	中原区上丸子天神町71番地	みんなの党	1	無所属
かさ原まさと利	74	麻生区高石5丁目18番10号	自民党	2	自民党
ながお尾たけし武	67	中原区丸子通2丁目440番地	公明党	3	公明党
しようちまこうすけ介	82	川崎区宮前町7番7号	民主党	4	無所属

川崎市各区選挙管理委員名簿

平成24年10月3日

区名	氏名	年齢	住所	推選党派	所属政党
川崎区	うすぎ とし のり 薄 衣 敏 則	66	川崎区池上新町3丁目3番1号	自 民 党	自 民 党
	み と たけし 水 戸 武	70	川崎区浜町1丁目7番13号	自 民 党	無 所 属
	あか さか みの 赤 坂 實	70	川崎区鋼管通2丁目3番1号	公 明 党	公 明 党
	たか の しん いち 高 野 慎 一	59	川崎区渡田新町1丁目10番2号	みんなの党	みんなの党
幸区	さ の かず ゆき 佐 野 和 行	75	幸区小倉2丁目26番27号	自 民 党	自 民 党
	こ さく ひで とし 古 作 榮 敏	71	幸区北加瀬3丁目11番18号	公 明 党	公 明 党
	た むら よし お 田 村 良 雄	74	幸区南加瀬3丁目4番20号	民 主 党	民 主 党
	かわ ばた たけし 川 端 猛	87	幸区小倉4丁目21番2-101号 県営小倉団地	共 産 党	共 産 党
中原区	くつ かけ あきら 沓 掛 朗	67	中原区上新城1丁目11番4号	自 民 党	自 民 党
	もり た やす のぶ 森 田 安 信	77	中原区今井西町187番地	公 明 党	公 明 党
	あら もみ かず お 荒 糺 一 男	66	中原区小杉町1丁目403番地4 パロス武蔵小杉301	民 主 党	民 主 党
	こ ばなわ みつ お 小 塚 三 男	81	中原区西加瀬12番44号	共 産 党	共 産 党
高津区	もり くに お 森 國 雄	68	高津区久末303番地	自 民 党	自 民 党
	お ざわ よし はる 小 澤 良 治	65	高津区久本3丁目12番20-502号 ルネサンスフォルム溝の口	公 明 党	公 明 党
	ほり かわ ゆき お 堀 川 幸 夫	72	高津区諏訪2丁目4番18-105号 モナークマンション二子玉川園	民 主 党	民 主 党
	ほし の けん じ 星 野 憲 司	64	高津区溝口3丁目16番1号	みんなの党	みんなの党
宮前区	お ぐら じょう さく 小 倉 條 作	77	宮前区宮崎5丁目10番地22	自 民 党	自 民 党
	しば た のり たけ 柴 田 憲 武	72	宮前区有馬7丁目9番9号	公 明 党	公 明 党
	かじ うら とし あき 梶 浦 俊 明	74	宮前区鷺沼1丁目18番地16 鷺沼ビュークリーン302号	民 主 党	無 所 属
	の ぐち くに ひこ 野 口 邦 彦	71	宮前区野川2245番地 県営13-401	共 産 党	共 産 党
多摩区	ば ば ゆき お 馬 場 志 夫	75	多摩区菅城下7番17号	自 民 党	自 民 党
	お の でら かつ まさ 小野寺 勝 正	68	多摩区生田5丁目3番8号	民 主 党	民 主 党
	い の うえ かつ み 井 上 克 己	67	多摩区生田8丁目16番12号	共 産 党	共 産 党
	みや もと ひろ み 宮 本 浩 巨	52	多摩区宿河原3丁目23番23号	みんなの党	無 所 属
麻生区	わた なべ たつ お 渡 邊 辰 夫	67	麻生区上麻生3丁目8番20号	自 民 党	自 民 党
	やま もと くに お 山 本 邦 夫	65	麻生区下麻生3丁目34番1号	公 明 党	公 明 党
	たか はし あきら 高 橋 章	70	麻生区王禅寺東2丁目24番5号	民 主 党	民 主 党
	さ とう まさ とし 佐 藤 政 利	71	麻生区岡上1617番地3	共 産 党	共 産 党

川崎市各区選挙管理委員補充員名簿

平成24年10月3日

区名	氏名	年齢	住所	推選会派	補充順位	所属政党
川崎区	すずき やすあき 鈴 木 安 房	68	川崎区日進町1番地 サンスクエア川崎3-1002	民主党	1	無所属
	しら い じゆん 白 井 淳 子	71	川崎区宮前町7番1号 第2三光荘202	共産党	2	共産党
	おお たけ のぶ ひろ 大 竹 伸 拓	46	川崎区大島上町21番5-607号 ナイスステージ川崎ウイング	自民党	3	無所属
	ふじ けん こと 藤 原 謙 吾	75	川崎区池上新町2丁目13番8号	公明党	4	公明党
幸区	やま した ひて お 山 下 秀 勇	76	幸区戸手4丁目5番4号	自民党	1	無所属
	はる べ せい いちろう 治 部 誠 一郎	72	幸区南加瀬4丁目10番31-502号 サーパス日吉	公明党	2	公明党
	さ さ き いさ み 佐 々 木 勇 美	77	幸区古市場1丁目28番地	民主党	3	無所属
	にし むら よし お 西 村 由 男	87	幸区河原町1番地 河原町団地2-850	共産党	4	共産党
中原区	さい とう し じ 齋 藤 利 二	68	中原区新城4丁目4番13号	自民党	1	無所属
	わか つき かず よし 若 月 一 義	69	中原区上小田中2丁目20番35号	民主党	2	無所属
	くに まつ いさお 國 松 勲	67	中原区丸子通2丁目682番地	公明党	3	公明党
	はら とも はる 原 朝 春	72	中原区上小田中1丁目5番12号	自民党	4	無所属
高津区	たか はし みず ほ 高 橋 瑞 穂	72	高津区坂戸3丁目3番1-429号	共産党	1	共産党
	すずき きん じ 鈴 木 健 之	71	高津区久末593番地	自民党	2	自民党
	みつ べ まさ こ 三 部 正 子	45	高津区蟹ヶ谷60番地1 ニューウエルテラス第7日吉401	民主党	3	無所属
	やま もと ゆき お 山 本 幸 夫	73	高津区区母口209番地7	公明党	4	公明党
宮前区	いの う え たか 井 上 高	69	宮前区水沢3丁目1番12号	みんなの党	1	無所属
	さる はし のぶ やす 猿 橋 の 脩 恵	74	宮前区菅生1丁目3番12号	自民党	2	自民党
	とち ぎ たか お 栃 木 孝 雄	75	宮前区犬蔵1丁目29番5号	公明党	3	公明党
	やす おか しげ たか 安 岡 重 高	63	宮前区東有馬3丁目5番31号	民主党	4	無所属
多摩区	の せ ぐち さぶ ろう 埜 口 三 郎	67	多摩区長尾1丁目5番8号	公明党	1	公明党
	こ いずみ き いち 小 泉 喜 一	71	多摩区生田1丁目30番7号	自民党	2	自民党
	なか むら たかし 中 村 孝	71	多摩区菅仙谷2丁目22番11号	共産党	3	共産党
	さ とう み よし さ 藤 美 好	77	多摩区宿河原4丁目26番14号	みんなの党	4	無所属
麻生区	いち かわ たけし 市 川 毅	66	麻生区片平3丁目9番15号	みんなの党	1	無所属
	よこ やま あきら 横 山 章	71	麻生区高石1丁目20番2号	自民党	2	自民党
	せき の き よし 関 野 紀 好	75	麻生区千代ヶ丘4丁目23番地3 ライオンズマンション新百合丘106	民主党	3	無所属
	おし い けん きち 押 井 謙 吉	69	麻生区下麻生1丁目6番21-407号 麻生台団地	共産党	4	共産党

議員の派遣

平成24年10月3日

地方自治法第100条第13項及び川崎市議会会議規則第125条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

平成24年度川崎市議会議員海外視察

1 派遣目的

先駆的な行政施策の実情等を調査し、姉妹・友好都市等をはじめとする海外諸都市との交流や意見交換を行う。

2 派遣場所

アメリカ合衆国

3 派遣期間

平成24年10月21日（日）～10月26日（金）

4 主要調査項目

都市基盤整備について（ニューヨーク）

大都市制度について（ニューヨーク）

姉妹都市表敬訪問（ボルチモア）

社会福祉施策について（ボルチモア）

エネルギー政策について（ペンシルバニア）

5 派遣議員

坂本 茂、雨笠裕治、大島 明、浅野文直、吉沢章子、林 浩美、橋本 勝、青木功雄、飯塚正良、東 正則、岩隈千尋、添田 勝、為谷義隆、竹田宣廣、小田理恵子、三宅隆介

10月3日（水）の本会議の議事要領

1

諸報告

平成24年職員の給与に関する報告

2

日程第1	一般議案	28件	} 一括上程
日程第2	決算等	20件	
日程第3	報告	4件	
日程第4	請願	6件	

(1) 委員長報告（日程第1、第4の各案件）

総務、市民、健康福祉、まちづくり、環境委員長の順
（決算審査特別委員会の委員長報告は省略）

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 討論（日程第1、第2、第4の各案件）

[日程第3の報告に対するご意見などがあれば、併せて願います。発言は、今議会の発言順]

(3) 採決

- ① 日程第1の議案28件中、次の議案7件を除いた21件を起立により一括採決
議案第127号 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の制定について
議案第131号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第133号 川崎市衛生研究所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第134号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第135号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第138号 国立医薬品食品衛生研究所用地の取得について
議案第147号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について
- ② 除いた議案7件中、議案第127号、第134号、第135号、第138号及び第147号の5件を起立により一括採決
- ③ 除いた議案第131号を起立により採決
- ④ 除いた議案第133号を起立により採決
- ⑤ 日程第2の決算等議案20件中、次の議案10件を除いた10件を起立により一括採決
議案第155号 平成23年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第156号 平成23年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第160号 平成23年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第163号 平成23年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第166号 平成23年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第167号 平成23年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第170号 平成23年度川崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
議案第171号 平成23年度川崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
議案第172号 平成23年度川崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
議案第174号 平成23年度川崎市高速鉄道事業会計決算認定について

- ⑥ 除いた議案10件中、議案第155号を起立により採決
- ⑦ 除いた議案第156号、第160号、第163号、第166号及び第167号の5件を起立により一括採決
- ⑧ 除いた議案第170号、第171号及び第172号の3件を起立により一括採決
- ⑨ 除いた議案第174号を起立により採決
- ⑩ 日程第4の請願6件中、請願第10号、第33号、第40号及び第41号の請願4件を起立により一括採決
 - 請願第10号 富士見公園内「かわさきアリーナ」体育館の移設・建設に関する請願
 - 請願第33号 すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願
 - 請願第40号 「(仮称)小杉町二丁目開発計画」に関する請願
 - 請願第41号 「等々力緑地再編整備実施計画」と「等々力陸上競技場整備計画」に伴い廃止予告された、「等々力地区幹線生活道路を存続させること」に関する請願
- ⑪ 請願第43号を起立により採決
 - 請願第43号 川崎市立小・中学校の学校図書館に学校司書の配置をめざすことに関する請願
- ⑫ 請願第47号を起立により採決
 - 請願第47号 あまりにひどい計画内容が明らかになった旧県立川崎高等職業技術校跡地への警察官舎建設計画について、官舎敷地内の「庭」の部分7,610㎡を縮小するなど現行計画を見直し、県有地を有効活用して、防災機能を備えたスポーツ広場・運動広場の整備を求める意見書を県及び県警に上げていただくことを求める請願

3

日程第5

議員提出議案第1号 川崎市子どもを虐待から守る条例の制定について
 [上程、提案説明、自席質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

4

日程第6

意見書案第20号 日本人及び日系企業の安全の確保等を求める意見書
 意見書案第21号 中小企業の成長に資する施策の充実を求める意見書
 意見書案第22号 脱法ハープに対する早急な規制強化を求める意見書
 [一括上程、書記朗読等を省略し、直ちに起立により一括採決]

意見書案第23号 李明博韓国大統領の言動に抗議し、対韓国外交の見直しを求める意見書
 [上程、提案説明、自席質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

意見書案第24号 香港民間団体による領海への侵入及び尖閣諸島への不法上陸に関する意見書
 [上程、提案説明、自席質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

意見書案第25号 県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直しに関する意見書
 [上程、提案説明、自席質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

決議案第2号 2020年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の東京招致に関する決議
 [上程、提案説明、自席質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

5

日程第7 市及び各区選挙管理委員・同補充員の選挙について

[指名推選の方法により、「市・各区委員・同補充員名簿」のとおり決定]

6

日程第8

議員の派遣について

7

日程第9 請願・陳情

〔「請願陳情文書表（その2）」により各常任委員会へ付託の上、議会閉会中の継続審査を議決〕

8

日程第10 閉会中の継続審査及び調査について

〔「閉会中の継続審査及び調査の申し出一覧表」のとおり決することを議決〕

平成24年第3回川崎市議会定例会
議事日程第4号

平成24年10月3日(水)
午前10時 開議

第 1

- 議案第127号 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の制定について
議案第128号 川崎市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
議案第129号 川崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
議案第130号 東海道かわさき宿交流館条例の制定について
議案第131号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第132号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第133号 川崎市衛生研究所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第134号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第135号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第136号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第137号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
議案第138号 国立医薬品食品衛生研究所用地の取得について
議案第139号 大谷戸小学校改築工事請負契約の締結について
議案第140号 仮称川崎区内複合福祉施設新築工事請負契約の締結について
議案第141号 田島養護学校高等部改築工事請負契約の締結について
議案第142号 田島養護学校小中学部増築その他工事請負契約の締結について
議案第143号 消防救急デジタル無線活動波整備工事請負契約の締結について
議案第144号 等々力陸上競技場メインスタンド改築工事請負契約の締結について
議案第145号 川崎国際生田緑地ゴルフ場の指定管理者の指定について
議案第146号 市道路線の認定及び廃止について
議案第147号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について
議案第148号 平成24年度川崎市一般会計補正予算
議案第149号 平成24年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
議案第150号 平成24年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
議案第151号 平成24年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第152号 平成24年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算
議案第153号 平成24年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
議案第154号 平成24年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

第 2

- 議案第155号 平成23年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第156号 平成23年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第157号 平成23年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第158号 平成23年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第159号 平成23年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第160号 平成23年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第161号 平成23年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第162号 平成23年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第163号 平成23年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第164号 平成23年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第165号 平成23年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第166号 平成23年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第167号 平成23年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第168号 平成23年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第169号 平成23年度川崎市病院事業会計決算認定について
議案第170号 平成23年度川崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
議案第171号 平成23年度川崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
議案第172号 平成23年度川崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
議案第173号 平成23年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について
議案第174号 平成23年度川崎市高速鉄道事業会計決算認定について

第 3

- 報告第 15号 健全化判断比率の報告について
- 報告第 16号 資金不足比率の報告について
- 報告第 17号 公益財団法人川崎市国際交流協会ほか20法人の経営状況について
- 報告第 18号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分について

第 4

- 請願第 10号 富士見公園内「かわさきアリーナ」体育館の移設・建設に関する請願
- 請願第 33号 すべて子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願
- 請願第 40号 「(仮称)小杉町二丁目開発計画」に関する請願
- 請願第 41号 「等々力緑地再編整備実施計画」と「等々力陸上競技場整備計画」に伴い廃止予告された、「等々力地区幹線生活道路を存続させること」に関する請願
- 請願第 43号 川崎市立小・中学校の学校図書館に学校司書の配置をめざすことに関する請願
- 請願第 47号 あまりにひどい計画内容が明らかになった旧県立川崎高等職業技術校跡地への警察官舎建設計画について、官舎敷地内の「庭」の部分7,610㎡を縮小するなど現行計画を見直し、県有地を有効活用して、防災機能を備えたスポーツ広場・運動広場の整備を求める意見書を県及び県警に上げていただくことを求める請願

第 5

- 議員提出議案第1号 川崎市子どもを虐待から守る条例の制定について

第 6

- 意見書案第20号 日本人及び日系企業の安全の確保等を求める意見書
- 意見書案第21号 中小企業の成長に資する施策の充実を求める意見書
- 意見書案第22号 脱法ハープに対する早急な規制強化を求める意見書
- 意見書案第23号 李明博韓国大統領の言動に抗議し、対韓国外交の見直しを求める意見書
- 意見書案第24号 香港民間団体による領海への侵入及び尖閣諸島への不法上陸に関する意見書
- 意見書案第25号 県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直しに関する意見書
- 決議案第 2号 2020年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の東京招致に関する決議

第 7

- 市及び各区選挙管理委員・同補充員の選挙

第 8

- 議員の派遣について

第 9

- 請願・陳情

第10

- 閉会中の継続審査及び調査について

平成24年9月28日

川崎市議会議長

大島 明 様

総務委員長

かわの忠正

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第127号 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の制定について
(原案可決)

議案第128号 川崎市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第129号 川崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第130号 東海道かわさき宿交流館条例の制定について
(原案可決)

議案第131号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第137号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
(同意)

議案第138号 国立医薬品食品衛生研究所用地の取得について
(原案可決)

議案第139号 大谷戸小学校改築工事請負契約の締結について
(原案可決)

議案第 1 4 1 号 田島養護学校高等部改築工事請負契約の締結について
(原案可決)

議案第 1 4 2 号 田島養護学校小中学部増築その他工事請負契約の締結について
(原案可決)

議案第 1 4 7 号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について
(原案可決)

議案第 1 4 8 号 平成 2 4 年度川崎市一般会計補正予算
(原案可決)

平成24年9月27日

川崎市議会議長

大島 明 様

市民委員長

為 谷 義 隆

市民委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第149号 平成24年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算

(原案可決)

議案第150号 平成24年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

(原案可決)

議案第154号 平成24年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

(原案可決)

平成24年9月28日

川崎市議会議長

大島 明 様

健康福祉委員長

岩 隈 千 尋

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第133号 川崎市衛生研究所条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第136号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第140号 仮称川崎区内複合福祉施設新築工事請負契約の締結について
(原案可決)

議案第143号 消防救急デジタル無線活動波整備工事請負契約の締結について
(原案可決)

議案第151号 平成24年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(原案可決)

議案第152号 平成24年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算
(原案可決)

議案第153号 平成24年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
(原案可決)

平成24年9月28日

川崎市議会議長

大島 明 様

まちづくり委員長

山 田 益 男

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第134号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）

議案第135号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）

議案第144号 等々力陸上競技場メインスタンド改築工事請負契約の締結について （原案可決）

議案第145号 川崎国際生田緑地ゴルフ場の指定管理者の指定について （原案可決）

議案第146号 市道路線の認定及び廃止について （原案可決）

平成24年9月27日

川崎市議会議長

大島 明 様

環境委員長

石川 建 二

環境委員会審査報告書(議案)

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第132号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について (原案可決)

平成24年9月26日

川崎市議会議長

大島 明 様

決算審査特別委員長

かわの忠正

決算審査特別委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- | | | |
|---------|---------------------------------------|-------|
| 議案第155号 | 平成23年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第156号 | 平成23年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第157号 | 平成23年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第158号 | 平成23年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第159号 | 平成23年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第160号 | 平成23年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第161号 | 平成23年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第162号 | 平成23年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第163号 | 平成23年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第164号 | 平成23年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |
| 議案第165号 | 平成23年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について | (認 定) |

- 議案第166号 平成23年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第167号 平成23年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第168号 平成23年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第169号 平成23年度川崎市病院事業会計決算認定について (認 定)
- 議案第170号 平成23年度川崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について (原案可決及び認定)
- 議案第171号 平成23年度川崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について (原案可決及び認定)
- 議案第172号 平成23年度川崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について (原案可決及び認定)
- 議案第173号 平成23年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について (認 定)
- 議案第174号 平成23年度川崎市高速鉄道事業会計決算認定について (認 定)

平成24年9月28日

川崎市議会議長

大島 明 様

総務委員長

かわの忠正

総務委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

- 請願第33号 すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願
(取り下げ)
- 請願第43号 川崎市立小・中学校の学校図書館に学校司書の配置をめざすことに関する請願
(採 択)
- 請願第47号 あまりにひどい計画内容が明らかになった旧県立川崎高等職業技術校跡地への警察官舎建設計画について、官舎敷地内の「庭」の部分7,610㎡を縮小するなど現行計画を見直し、県有地を有効活用して、防災機能を備えたスポーツ広場・運動広場の整備を求める意見書を県及び県警に上げていただくことを求める請願
(不 採 択)

平成24年10月1日

川崎市議会議長
大島 明 様

市民委員長
為 谷 義 隆

市民委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第10号 富士見公園内「かわさきアリーナ」体育館の移設・建設に関する請願
(不採択)

平成24年9月28日

川崎市議会議長
大島 明 様

まちづくり委員長
山 田 益 男

まちづくり委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第40号 「(仮称)小杉町二丁目開発計画」に関する請願
(採 択)

請願第41号 「等々力緑地再編整備実施計画」と「等々力陸上競技場整備計画」に伴い廃止予告された、「等々力地区幹線生活道路を存続させること」に関する請願
(不 採 択)

代表討論通告書

平成24年10月1日

川崎市議会議長 様

会派名 日本共産党
 討論者氏名 勝又 光江
 時間 約25分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第127号 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の制定について
	議案第131号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第134号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第135号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第138号 国立医薬品食品衛生研究所用地の取得について
	議案第147号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について
	議案第155号 平成23年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第156号 平成23年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第160号 平成23年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第163号 平成23年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第166号 平成23年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第167号 平成23年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第170号 平成23年度川崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
議案第171号 平成23年度川崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について	
議案第172号 平成23年度川崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について	
賛 成 討 論	議案第144号 等々力陸上競技場メインスタンド改築工事請負契約の締結について
	議案第146号 市道路線の認定及び廃止について
	請願第47号について
報 告	
報告第15号	健全化判断比率の報告について
報告第16号	資金不足比率の報告について
報告第17号	公益財団法人川崎市国際交流協会ほか20法人の経営状況について



発言通告書

平成24年9月28日

川崎市議会議長 様

会 派 名 自民党川崎市議会議員団

発言者氏名 浅野文直

予定時間 3分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第23号の提案説明
(李明博韓国大統領の言動に抗議し、対韓国外交の見直しを求め める意見書)



発言通告書

平成24年9月28日

川崎市議会議長 様

会 派 名 **自民党川崎市議会議員団**

発言者氏名 **浅野文直**

予定時間 **3分**

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第24号の提案説明
(香港民間団体による領海への侵入及び尖閣諸島への不法上陸 に関する意見書)



発言通告書

平成24年9月28日

川崎市議会議長 様

会派名 日本共産党

発言者氏名 大庭裕子

予定時間 5 分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
意見書案第25号の提案説明
(県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直し に関する意見書)



発言通告書

平成24年9月28日

川崎市議会議長 様

会派名 自民党川崎市議会議員団

発言者氏名 浅野文直

予定時間 3分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
決議案第2号の提案説明
(2020年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の東京招致に関する決議)



閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

平成24年10月3日

<p>《 総務委員会 》</p> <p>請願第26号、44号</p> <p>陳情第4号、20号、30号、40号、42号、51号、59号、60号、68号、70号</p> <p>総務局、総合企画局、財政局、教育委員会及びその他の行政について</p>
<p>《 市民委員会 》</p> <p>請願第8号、16号</p> <p>陳情第9号、14号、15号、39号、62号、67号、77号、80号、81号</p> <p>市民・子ども局、経済労働局及び港湾局の行政について</p>
<p>《 健康福祉委員会 》</p> <p>請願第11号、18号、23号、24号、35号、37号、48号</p> <p>陳情第1号、13号、22号、26号、32号</p> <p>健康福祉局、病院局及び消防局の行政について</p>
<p>《 まちづくり委員会 》</p> <p>請願第4号、9号、14号、15号、20号、21号、38号、39号、46号</p> <p>陳情第2号、8号、28号、55号、56号、61号、64号、66号、79号、83号、84号</p> <p>まちづくり局及び建設緑政局の行政について</p>
<p>《 環境委員会 》</p> <p>請願第27号、45号</p> <p>陳情第78号</p> <p>環境局、上下水道局及び交通局の行政について</p>
<p>《 議会運営委員会 》</p> <p>議会の運営に関する事項</p> <p>議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</p> <p>議長の諮問に関する事項</p>

議会運営検討協議会第2回報告書（抜粋）

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

(1) 予算審査に係る運用面の更なる充実・改善を図るため、現行の予算審査特別委員会の形式等を踏襲しつつ、次のとおり、運用の見直しを行うべきである。

ア できるだけ早期の予算案の公表及び早期の予算議会の開会に努めるよう市長側に要請すること。

イ 各会派に対する当初予算案の事前説明を行う機会を設けるよう市長側に要請すること。

ウ 予算議会において、代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数を、現行の1日から3日空けるよう見直すこと。

エ 既存の常任委員会を活用し、各所管局から、実行計画実施結果及びサマーレビューに関する報告を受ける機会を設けること。

オ 総務委員会での一般会計補正予算の議案審査において、必要に応じ、関係理事者として所管局職員の出席を可とすること。

議会運営検討協議会

報 告 書

第3回

【報告事項】

- ◆ 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方

平成24年 8月29日

川崎市議会議会運営検討協議会

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

なお、「意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないこと」については、委員から慎重な立場からの意見もあったことを付記する。

(1) 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方については、次のとおり、3項目の見直しを行うべきである。

ア 意見書の提出を願意とする陳情については、委員会付託しないこととすべきである。

あわせて、意見書の提出を願意とする陳情を受理したときは、議長は各会派にその写しを送付する扱いとすべきである。

また、現在、市の事務に関係しない事項を願意とする陳情は委員会付託しない扱いとされているが、このうち意見書提出を願意とするものは例外的に委員会付託する扱いとされているため、意見書の提出を願意とする全ての陳情を委員会付託しないこととするのにあわせて、議会運営の手引きにおける市の事務に関係しない事項を願意とする陳情に関する規定から、意見書提出を願意とする陳情に関する例外規定を削除するよう、所要の調整を行う必要がある。

なお、本件については、委員から慎重な立場からの意見もあった。

イ 意見書の提出を願意とする請願の委員会審査における出席理事者については、局長の出席を求めず部長級以下の職員とすることもできるよう出席理事者の範囲の見直しを図るべきである。

ウ 「委員会審査になじまない」と委員会が判断した請願・陳情については、不採択とすることができる」ことを議会運営の手引きに明記すべきである。

(2) 市外からの郵送による市政に直接関係しない陳情を委員会付託しないことについては、これに賛成する意見がある一方で、慎重な立場からの意見もあり、協議会では各委員の意見の一致に至らなかった。

(3) 任期末の議会に提出された請願・陳情に関する現地視察の省略については、運用の改善で対応が可能であるため、これに係る議会運営の手引きの見直しは行わないことを確認した。

2 「議会運営の手引き」に関する改正内容の案

- 意見書の提出を願意とする請願の委員会審査における出席理事者の範囲の見直し

第4章 常任委員会 第3節 運営

(略)

124 意見書の提出を願意とする請願の審査における説明員の出席は、部長級以下の職員とすることができる。 ※ 項目追加

124⇒125 (略) ※ 項目番号修正(以下同じ)

- 意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないこと

第10章 請願、陳情等 第1節 請願、陳情

(略)

193⇒194 請願、陳情の付託委員会は、議長が正副委員長会議に諮って決める。(事前に関係局と協議し、所管局を調整している。)

※ 項目番号修正

なお、次の各号のいずれかに該当すると議長が判断するときは、正副委員長会議で確認の上、委員会付託をしないこととする。

この場合、9号に該当するものについては、議長は受理後各会派にその写しを送付する。 ※ 下線部を追加

陳情の取り扱いについて

- 1 基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
- 2 裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
- 3 著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、その者の名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの
- 4 公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露するもの
- 5 市の事務に関係しない事項を願意とするもの (ただし、意見書提出を願意とするものは除く。) ※ 下線部を削除
- 6 採択、不採択等の議決のあった請願又は陳情と同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないもの(*)

- 7 市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
 8 趣旨、理由等が明確に記載されていないもの
 9 意見書の提出を願意とするもの ※ 項目追加
 9⇒10 前各号のほか、委員会付託になじまないと議長が認めたもの
 ※ 項目番号修正

● 「委員会審査になじまないと委員会が判断した請願・陳情は不採択とすることができる」ことの議会運営の手引きへの明記

第10章 請願、陳情等

第1節 請願、陳情

(略)

202 請願、陳情の審査に際し、委員会審査になじまないと委員会が判断した請願、陳情については、不採択とすることができる。

※ 項目追加

201⇒203

(略)

※ 項目番号修正 (以下同じ)

3 議論の概要

(1) 意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないこと

ア 現在、陳情は原則として委員会付託し、審査を行うこととしているが、議会運営の手引き193番の「陳情の取り扱いについて」において、委員会付託しないこととする陳情が9項目定められている。

イ 意見書の提出を願意とする陳情は、この9項目に該当するものを除き委員会付託されているが、意見書案は委員会からの発議によらず、会派から議長あて提出することが可能であり、近年は会派提出の意見書案が多数を占める状況にある。

ウ 一方で、委員会は、議案、請願及び陳情の審査や、所管事務の調査のため多くの時間を費やしており、効率的な委員会運営のため、可能な範囲でその負担軽減を図ることを検討する必要がある。

エ 意見書の提出を願意とする陳情については、その写しを各会派に送付し周知を図ることとすれば、会派が陳情の内容を踏まえ対応を検討し、意見書提出の必要があると判断する場合には会派から意見書案を提案することが可能となり、その結果、議会として陳情者の意思を反映することが可能となる。

オ 以上のとおり、意見書案は会派の判断により提出することができるため、委員会運営の効率化の観点から、意見書の提出を願意とする陳情については、これを委員会付託しない陳情に追加することとすべきである。

カ なお、現在、本会議閉会后、受理した全ての請願・陳情は、請願・陳情綴りとして全議員に配付されているが、上記のとおり、意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないこととした場合には、陳情の写しを会派に送付し、意見書案提出の是非を判断する機会を担保する必要がある、陳情の内容によっては、国の制度改正の動向等を踏まえて早急な判断が求められる場合もあり得る。

そのため、時機を得た対応が可能となるよう、意見書の提出を願意とする陳情については、議長は受理後、各会派にその写しを送付することとすべきである。

キ また、現在の議会運営の手引きにおける「陳情の取り扱いについて」の第5号では、委員会付託しない陳情として、「市の事務に関係しない事項を願意とするもの（ただし、意見書提出を願意とするものは除く。）」との規定があり、意見書提出を願意とする陳情は委員会付託する扱いとされている。

そのため、意見書の提出を願意とする全ての陳情を委員会付託しないこととするに当たっては、現行の第5号の規定と取扱いにそごが生じることから、所要の調整のため、この規定から、「（ただし、意見書提出を願意とするものは除く。）」の部分削除を行う必要がある。

ク なお、本件については委員から慎重な立場からの意見があった。その内容は次のとおりである。

- ・ 前期4年間で、委員会において意見書の提出を求める陳情を審査した結果、17件の意見書案が提出された実績がある。意見書の提出を願意とする陳情も市民の願いから提出されたものであり、その全てが市政に関係がないとは言えない。
- ・ 提出者は、議会で議論されることを望んで陳情を議長あてに提出していると考えられる。意見書の提出を求める陳情を委員会付託しないこととすると、意見書案を提案しようとする会派がない場合は、公的な場での議論の機会がなくなってしまう。提出者の意思を尊重することができるよう、従来どおり委員会へ付託し、議会における議論の機会を保障すべきである。
- ・ 提出者が陳情ではなく請願を提出したいと思ったとしても、事情により請願にすることができない場合もあるため、請願と陳情の取扱いを区別すべきではない。
- ・ 以上のことから、意見書の提出を願意とする陳情の全てを委員会付託しないとするについては、賛成できない。

(2) 意見書の提出を願意とする請願の委員会審査における出席理事者の範囲の見直し

ア 地方議会に対する請願・陳情の対象となる事項は、当該地方公共団体が処理する権限を有する全ての事項に及ぶため、委員会では、責任ある立場の市職員の出席のもと、請願、陳情の願意に対する市としての対応や見解について説明、答弁を受け、審査を行うことが必要であり、現在、委員会での請願・陳情の審査に際しては、原則として局長以下の職員の出席を求めている。

イ 一方で、意見書の提出を願意とする請願の場合は、多くは国や県の事務について制度の改善や新たな制度の創設などを求めるものであり、市としての判断の余地がほとんどなく、理事者からの説明も国や県の制度等の状況説明にとどまる場合も多いため、そのような場合には、局長の出席は必ずしも必要ではなく、部長級以下の職員でも十分に対応が可能と考えられる。

ウ ただし、請願の内容によっては、意見書の提出を願意とするものであっても、市の事業と密接に関わりがあり、行政として責任ある立場による説明、答弁が必要となることも考えられるため、一律に出席理事者の範囲を部長級以下の職員とすべきではない。

そのため、個々の請願の内容に応じて、正副委員長の判断により、出席理事者の範囲を決定できるようにすべきである。

エ 以上のことから、意見書の提出を求める請願の審査における出席理事者については、局長の出席を求めず部長級以下の職員とすることもできるように出席理事者の範囲の見直しを図るべきである。

オ なお、意見書の提出を願意とする陳情については、委員会付託をしない扱いとすることにより委員会での審査の機会が原則としてなくなるため、ここでは陳情の委員会審査における出席理事者の範囲についての言及は要しない。

(3) 「委員会審査になじまない」と委員会が判断した請願・陳情は不採択とすることができる」ことの手引きへの明記

ア 委員会付託しない陳情は、議会運営の手引きにおける「陳情の取り扱いについて」で定められているが、現状の規定は委員会審査になじまないと考えられる陳情を類型化して列挙したものである。

イ しかし、陳情の内容によっては、委員会審査になじまないと懸念される陳情であっても手引きの規定の直接の適用が難しく委員会付託せざるを得ない場合や、委員会審査における理事者からの説明等によって委員会審査になじまないことが初めて判明する場合などがあり、委員会審査になじまない陳情を委員会付託の段階で全て除外することは、現実的に困難な面があり、その際は、原則として委員会で審査を行うことになる。

ウ 委員会審査になじまない」と委員会が判断されるような陳情は、通常は願意の実現が不可能であるため、それらを不採択とすることは現状でも

可能であるが、現実の委員会審査では、陳情の取扱いに委員会として苦慮することが見受けられるところである。

- エ そのため、委員会審査になじまないと委員会が判断した請願・陳情については、委員会運営の負担軽減を図る観点から、委員会の意思を明確に示すことが容易となるようにすべきであり、市民に取扱いを分かりやすくするという観点からも、現状でも可能なことではあるが、あえて手引きに「委員会審査になじまないと委員会が判断した請願・陳情は不採択とすることができる」ことを明記すべきである。

4 その他の事項に関する議論の概要

- (1) 市外からの郵送による市政に直接関係しない陳情を委員会付託しないこと

ア 賛成の意見の概要

- ・ 市外からの郵送による陳情には、委員会審査になじまない案件が多く見受けられ、また、全国の議会に対して一斉に陳情を提出する地方在住の提出者も存在する。現在、委員会で審議する案件は非常に多く、それらを迅速かつ適切な時期に委員会で議論すべきであるが、これらの陳情の審査が委員会運営の負担になっていることから、市外からの郵送による陳情については、委員会付託しないことを検討すべきである。
- ・ 委員会付託をしないこととしても、全議員に陳情の写しは配付されるため、議員の判断により一般質問で取り上げることや、常任委員会において陳情の内容を議論することを提案することもできる。このように委員会付託しないこととしても議会で取り上げないということにはならない。
- ・ 一方で、委員会付託しない陳情の範囲は限定されるべきであるため、市外からの郵送による陳情全てを委員会付託から除外するのではなく、条件を限定的に設定し、「提出者が市外であり、かつ郵送により提出されたもので、かつ市政に直接関係しないもの」は委員会付託しないこととすべきである。
- ・ 以上のことから、委員会で優先して議論すべき案件の早期審査の機会の確保を図る観点から、「市外からの郵送による市政に直接関係しない陳情」は、委員会付託せず、その写しを全議員に配付することにより対応すべきである。

イ 慎重な意見の概要

- ・ 議会運営の手引きにおける「陳情の取り扱いについて」で規定されている委員会付託しない陳情は、委員会審査になじまない陳情が限定的かつ具体的に9項目列挙されており、実際の運用においても、これに該当するか否かは、客観的な基準で判断が可能となるよう設定され

ている。

- しかし、「市外からの郵送による市政に直接関係しない陳情」を委員会付託しない陳情と規定した場合には、実際の運用において、恣意的な判断が介在してしまう余地が否めず、本来、委員会で審査すべき案件まで排除されてしまう危険性がある。
- 客観的な判断が確実に行えない以上、そのような陳情については委員会で実質的に判断するしか方法はなく、委員会に付託し、審査の上で、委員会審査になじまない案件であるか否かを委員会が判断し、不採択等と決定すればよいと考えられる。
- これまでも市外からの郵送の陳情については委員会で審査を行っており、委員会審査になじまない内容であっても、そのような陳情の審査にさほど委員会での審査時間を要しておらず、委員会運営に支障を及ぼしている状況にはない。
- 事情により、郵送以外に陳情を提出する手段がない人もいるため、その点の配慮が必要であり、陳情提出の機会を奪うべきではない。
- そもそも提出者の住所や提出手法によって取扱いを区別すべきでなく、以上のことから、現状の議会運営の手引きにおける9項目の基準で支障はないと考えられる。

ウ 協議会の結論

協議の結果、委員の意見の一致には至らないため、本件については見直しを行わないことを確認した。

(2) 任期末の議会に提出された請願・陳情に関する現地視察の省略の関係

ア 賛成の意見の概要

- 任期末の議会に提出された請願・陳情は、委員会の審査日程が当該会期中における3日間に限定されているため、通常は、その3日間の中で審査日程を設定し委員会での審査を行っているが、その日程で結論が出なかった場合には、その後、委員会は開催されず、また議会閉会中の継続審査の申出がなされないため、議会閉会の日をもって審議未了廃案の取扱いとなってしまう。
- 現地に関係する案件の場合は、現地視察を行った上で審査を行うことが慣例となっているが、予算議会での委員会は多くの議案等を審査しなければならない状況にあるため、任期末の議会に提出された請願・陳情については、現地視察に加えて更に1日の審査日程を設定することができず、審査を行えないまま審議未了廃案となってしまう事例が多く見受けられる。
- このように、任期末の議会に提出された請願・陳情のうち、現地に関する案件については委員会での審査が行われず審議未了廃案となってしまう市民の願意に應えることができないことが多いため、任期末の議会に提出された請願・陳情については、例外的に現地視察を行わず委員会審査が可能となるよう、現地視察の省略について議会運営の

手引きの見直しを図るべきである。

イ 慎重な意見の概要

- 現状においても、状況に応じて午前に現地視察、午後に審査を行うことも可能であり、通常の委員会運営の中で対応できると思われるため、議会運営の手引きの見直しによらず、運用の改善でよいと考える。

ウ 協議会の結論

協議の結果、運用の改善で対応が可能であるため、本件については議会運営の手引きの見直しは行わないことを確認した。

資 料 編

① 陳情の委員会付託の取り扱いに関する議会運営の手引き	
(抜粋) —————	10
② 陳情の受理状況 —————	11
③ 陳情の委員会付託に関する取扱いの流れ —————	12
④ 特別な取扱いをした陳情等	
・ 他の委員会に属しないものとして総務委員会付託となった	
陳情 —————	13
・ 正副委員長会議において付託先を協議した請願・陳情 —	14
・ 委員会付託をしなかった陳情 —————	16
・ 総務委員会において委員会審査になじまない等との発言の	
あった陳情 —————	17
⑤ 政令指定都市での陳情の委員会付託状況、政令指定都市での	
委員会付託しない陳情の種類 —————	20
⑥ 政令指定都市での陳情付託取扱状況一覧 —————	21

陳情の委員会付託の取り扱いに関する議会運営の手引き（抜粋）

192 請願、陳情の付託委員会は、議長が正副委員長会議に諮って決める。（事前に関係局と協議し、所管局を調整している。）

なお、次の各号のいずれかに該当すると議長が判断するときは、正副委員長会議で確認の上、委員会付託をしないこととする。

陳情の取り扱いについて

- 1 基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
- 2 裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
- 3 著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、その者の名誉毀損又は信用失墜のおそれのあるもの
- 4 公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露するもの
- 5 市の事務に関係しない事項を願意とするもの（ただし、意見書提出を願意とするものは除く。）
- 6 採択、不採択等の議決のあった請願又は陳情と同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないもの（*）
- 7 市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
- 8 趣旨、理由等が明確に記載されていないもの
- 9 前各号のほか、委員会付託になじまないと議長が認めたもの

（*）注釈「その後、特段の状況の変化がないもの」

- 1 議決時以後当該陳情をめぐる環境、条件が同じであるものは、委員会付託しない。
- 2 年月の経過も一つの状況の変化ととらえることができるものとする。ただし、予算に関するものにあつては議決のあった年度内、制度等に関するものにあつては議決後概ね1年を経過するまでの間に提出のあったものは除く。

【参考①】第9号（その他）の解釈

1号から8号まで規定されている事項には該当しないものの、趣旨が同一とみなし得るような事例を想定（平成17年2月28日議運 確認）

【参考②】過去の適用事例

第2号及び第7号 1件（平成23年1件）
第7号 3件（平成18年2件、平成23年1件）

陳情の受理状況

★平成23年度

	合計	市内の提出者	市外の提出者
陳情受理件数	68件	46件 (67.6%)	22件 (32.4%)
(うち郵送によるもの)	16件 (23.5%)	0件 (0%)	16件 (23.5%)
(うち意見書・決議に関するもの)	15件 (22.1%)	4件 (5.9%)	11件 (16.2%)

★平成19年度～平成22年度

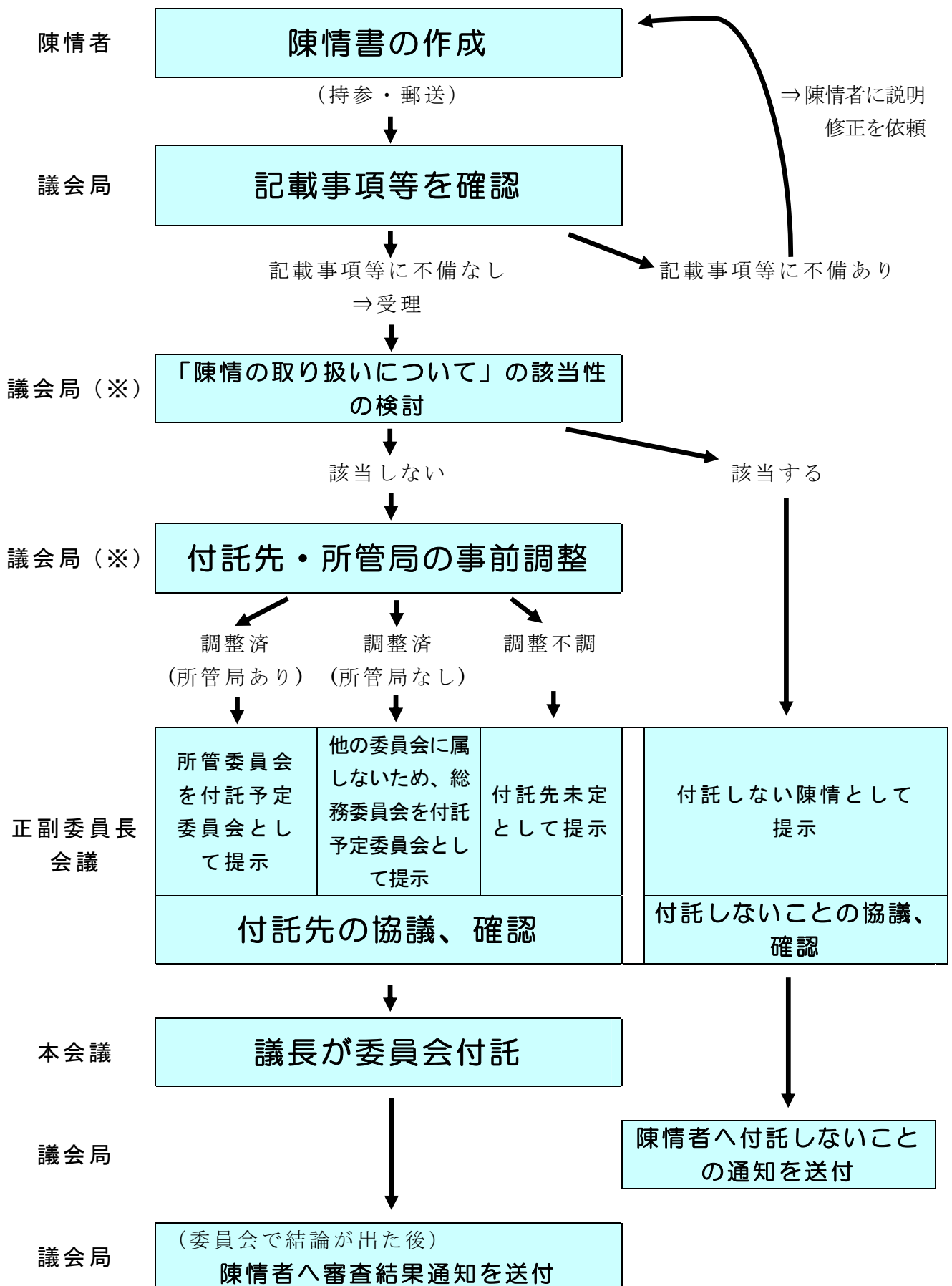
	合計	市内の提出者	市外の提出者
陳情受理件数	237件	176件 (74.3%)	61件 (25.7%)
(うち郵送によるもの)	26件 (11.0%)	9件 (3.8%)	17件 (7.2%)
(うち意見書・決議に関するもの)	36件 (15.2%)	11件 (4.6%)	25件 (10.5%)

★平成15年度～平成18年度

	合計	市内の提出者	市外の提出者
陳情受理件数	174件	140件 (80.5%)	34件 (19.5%)
(うち郵送によるもの)	23件 (13.2%)	8件 (4.6%)	15件 (8.6%)
(うち意見書・決議に関するもの)	27件 (15.5%)	10件 (5.7%)	17件 (9.8%)

【※ %は全体の件数に占める割合（小数点以下第2位四捨五入）】

陳情の委員会付託に関する取扱いの流れ



(※) 正副議長、正副委員長等と御相談させていただきながら、調整を行う。

他の委員会に属しないものとして総務委員会付託となった陳情 （「所管局なし」となったもの）

（平成15年度～平成23年度）

陳 情 名	受 理 日	概 要
<p>陳情第51号 日本の平和と安全を守る為、自衛力増強ではなく対外的情報機関を設立する意見書を国に提出するように求める事に関する陳情</p>	H24. 1. 30	<p>北朝鮮の情報是中国などから提供を受け、いつも国の対応が遅れ気味であり、日本独自の情報収集ができなければ独自外交はできなさと感じているので、日本の平和と安全を守るため、自衛力増強ではなく対外的情報機関を設立する意見書を国に提出するように求めるもの</p>
<p>陳情第226号 被疑者取調べの可視化の実現を推進する意見書提出についての陳情</p>	H22. 11. 29	<p>えん罪を防止するためには、被疑者の取調べの可視化を実現することが急務だと考えるので、速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画・録音）の実現を推進する意見書の提出を求めるもの</p>
<p>陳情第34号 国民本位の公共事業推進と神奈川県内の直轄道路・直轄河川の事業体制の拡充についての陳情</p>	H15. 11. 20	<p>公共事業の国土・環境保全・防災優先への転換、公務員制度改革を行わないこと、横浜国道事務所、京浜河川事務所等の必要な要員の確保・機構整備・充実を行い直轄の道路と河川の安全性を高めること、及び地方分権を行わないことについて、関係機関への働きかけを求めるもの</p>
<p>陳情第14号 葬祭業者の遺体エンバールグ事業についての大問題に関する陳情</p>	H15. 7. 31	<p>葬祭業者のエンバールグ事業について、議会として、憲法に立脚した調査や、刑法違反に対して司法当局への行動を行うよう求めるもの</p>

（※ 議会に関するもの（議員定数、議員報酬等）は除く）
（※ 請願は該当なし）

付託先の事前調整が不調のため 正副委員長会議において付託先を協議した請願・陳情

(平成15年度～平成23年度)

請 願 ・ 陳 情 名	受 理 日	概 要	関 係 する 所 管 局 (所 管 業 務)	付 託 委 員 会 (所 管 局)
請願第42号 川崎区堀之内町に建設予定の(仮称)ダイキン宮本町に反対する請願	H24.3.13	簡易宿泊所「ダイキン宮本町」の施設運営見直しと、施設の届出制を許可制にすることを求めるもの	健康福祉局 (旅館業法の許認可窓口) まちづくり局 (中高層建築物等条例)	健康福祉委員会 (健康福祉局)
請願第17号 川崎区に冒険遊び場・子ども夢パークを作ることに関する請願	H23.6.30	富士見公園内への冒険遊び場エリア・子ども夢パークの設置を求めるもの	総合企画局 (富士見周辺地区整備計画) 教育委員会 (子ども夢パーク条例) 子ども本部 (子ども夢パークの管理) 建設緑政局 (富士見公園の管理)	総務委員会 (総合企画局)
陳情第3号 地球防衛宣言のための決議を求める陳情	H23.5.17	地球を防衛するため、世界の前提を変えるための決議をすることを求めるもの	総務局 (危機管理) 市民・子ども局 (平和行政)	市民委員会 (市民・子ども局)
陳情第219号 医業税制の存続と診療報酬への消費税ゼロ税率適用とする意見書提出を求める陳情	H22.10.7	国に対して、医業税制の存続と、診療報酬への消費税ゼロ税率の適用を求めることに関する意見書の提出を求めるもの	財政局 (市税制度) 健康福祉局 (地域医療) 病院局 (市立病院)	健康福祉委員会 (健康福祉局)

請 願 ・ 陳 情 名	受 理 日	概 要	関 係 す る 所 管 局 (所 管 業 務)	付 託 委 員 会 (所 管 局)
陳情第111号 溝口職員寮の跡地利用に関する陳情	H17. 8. 31	市の溝口職員寮の跡地を売却せずに、公園等の憩いの場としての活用を求めめるもの	総務局 (溝口寮の所管) 総合企画局 (公有地調整) 環境局 (公園行政)	環境委員会 (環境局)
陳情第88号 川崎市議会議員に払われている政務調査費と費用弁償の見直しを求めめる陳情	H17. 2. 22	政務調査費や費用弁償の抜本的見直しを議会運営委員会で早急に討議することを求めるもの	なし ※提出者の意向は議運での討議	総務委員会 (所管なし)
陳情第14号 葬祭業者の遺体エンバナーミング事業に関する陳情	H15. 7. 31	葬祭業者のエンバナーミング事業について、議会として、憲法に立脚した調査や、刑法違反に対して司法当局への行動を行うよう求めるもの	健康福祉局 (生活衛生)	総務委員会 (所管なし)

委員会付託をしなかった陳情

(「陳情の取り扱いについて」に該当したもの)

陳情名	受理日	概要	「陳情の取り扱いについて」の適用条項
陳情第29号 前歴(書類送検)された教育公務員の処罰に関する陳情	H23.9.29	陳情者が刑事告訴した市の教育公務員が書類送検され前歴が確定したので、その3名に対する処分の検討を求めるもの	第7号 (市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの)
陳情第19号 刑事事件の被疑者に関する処分と地位確認に関する陳情	H23.6.14	現在、川崎簡易裁判所において民事調停の申し立てをしたので、陳情者が市に対する労働契約上の権利を有する地位にあることを議会に問うことを求めるとともに、市に対して給与を支払うこと、及び、刑事告訴している3名等の処分を求めるもの	第2号 (裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの) 第7号 (市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの)
陳情第131号 健康福祉局の管理職約30人が今村に暴力的行為をしたことに関する処分を求める陳情	H18.4.20	管理職約30人が机等のすべてを強制移管するという暴力的行為を行ったので、これら管理職の処分を行うよう行政側へ働きかけることを求めるもの	第7号 (市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの)
陳情第130号 今村に対する健康福祉局の不当な人事異動の撤回に関する陳情	H18.4.6	合意のない人事異動を改めること、及び陰湿な嫌がらせからの救済のための支援を議会に求めるもの	第7号 (市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの)

総務委員会において委員会審査になじまない等との発言のあった陳情

(平成15年度～平成23年度)

陳情名	受理日	概要	委員会審査日(審査結果)経過等
陳情第33号 教育公務員の法令順守を求める陳情	H23.10.14	教育公務員の法令順守違反がかなり存在するので、教育公務員の法令順守(労働基準法に基づく30日前解雇予告と退職に関する証明書の速やかな発行、刑事訴訟法による公務員の告発義務・告発義務を果たすこと、及び地方公務員法の信用失墜行為について違反した者の処罰)を求めるもの	H24.3.12(賛成者なく不採択) *一括審査 総務委員会での審査の際に、各委員から、本件陳情は委員会審査になじまない内容であるので、今後の請願・陳情の付託のあり方について、議会運営委員会又は正副委員長会で検討が行われるように要望があった。
陳情第34号 川崎市総務局人事課に窓口を求める陳情	H23.10.14	現在、市の教育公務員3名を刑事告訴しているが、民事調停での裁判資料によると教職員課長が総務局庶務課に併任となり、今、窓口がない状況で、弁護士も誰と交渉すればいいか困っている様子であるので、総務局人事課に窓口を求めるもの	これを受けて、平成24年3月15日の正副委員長会議において、総務委員長から、委員会審査になじまない陳情に関する委員会付託のあり方を検討願いたい旨の発言があった。
陳情第44号 前歴者の扱いを条例に定める陳情	H23.12.7	市の教育公務員3名が書類送検されたが、他の地方自治体では、前歴者を前科者と同じ扱いとして懲戒免職にする自治体が多い数多く存在するので、同様に書類送検された時点で懲戒免職とする条例を定めることを求めるもの	
陳情第45号 教育公務員に守秘義務を徹底させる陳情	H23.12.7	市の教育公務員2名を地方公務員法守秘義務違反で刑事告訴したが、その内容は、携帯電話のぞき見や、前職の内容を話していたこと、3月の時点で4月からの人事や、名誉を毀損する発言をしていたことであり、教育公務員がこのようなことをしてはいけないため、守秘義務を徹底させるよう求めるもの	
陳情第49号 前歴者(刑事訴訟継続中の被告(人)の出勤停止条例)を求める陳情	H24.1.4	市教育公務員3名が書類送検され、また、文章偽造罪・地方公務員法守秘義務違反で警察署に告訴状を郵送したが、現在、3名は普通に出勤しているようであるので、一刻も早く前歴者かつ刑事事件被疑者の出勤停止条例を定めるよう求めるもの	

陳 情 名	受 理 日	概 要	委員会審査日（審査結果） 経 過 等
<p>陳情第43号 職員に陰湿ないじめ目的で懲戒処分をもちろむ悪意ないじめ目的で懲戒処分をもちろむ悪意な職務命令を禁止する条例を制定することに関する陳情</p>	<p>H19.11.1</p>	<p>職員に陰湿ないじめ目的で懲戒処分をもちろむ悪意な職務命令を禁止する条例を制定し職員を救済すること、悪質ないじめに基づき懲戒処分をしようとして画策する事業局を人事課は公正で公平な立場で指導し是正すること、第三者機関を新設し職員を救済できる仕組みを整備すること、行政の縦組織の機能強化を図ることを求めるもの</p>	<p>H22.1.29（継続審査） 総務委員会では、委員から、陳情文にある事実関係の認定はできないとの意見があり、正副委員長で陳情提出者と面会し、陳情の取下げが可能であるか確認することとし、継続審査となった。 H22.3.11（閉会中の継続審査の申出をしないことを確認） H22.3.15（審議未了廃案） 総務委員会において、陳情者が面談に応じなかったこと、陳情の取下げの意思がないことが確認できたことが報告され、閉会中の継続審査の申出をせず、審議未了廃案とした。</p>
<p>陳情第12号 人事委員会の公平な委員の選出及び国に人事委員会の委員増を是認し、地方公務員法の一部改正を求めめる意見書の提出に関する陳情</p>	<p>H19.6.6</p>	<p>人事委員会委員について、議会は当局案を単純に追認することなく、公正な判断ができる見識の高い人材を選考すること、及び地方自治体の判断で人事委員会委員の増員が可能となるように、国に対して地方公務員法の一部改正を求めめる意見書を提出することを求めるもの</p>	<p>H22.1.29（継続審査） 総務委員会では、委員から、陳情の内容に遺憾な内容があることや、陳情内容に議会として応えることができないうことなどから、陳情第43号と同様に正副委員長で陳情提出者と面会し、陳情の取下げが可能であるか確認すべきとの意見があり、継続審査となった。 （以降の経過は上記の陳情第43号と同じ）</p>

陳情名	受理日	概要	委員会審査日（審査結果） 経過等
陳情第59号 「大八木健康福祉局庶務課長の是正を求めらるる」等に関する陳情	H16.4.19	健康福祉局総務部庶務課長にふさわしい人材の配置、健康福祉局の機能強化ができる人事の実施、業務等での紛争等を解決できる仕組みとなる内部告発制度の創設を求めらるるもの	H18.11.15（閉会中の継続審査の申出をしないことを確認） H18.12.20（審議未了廃案） 平成18年9月29日の総務委員会における閉会中の継続審査及び調査の協議において、委員から、本陳情は、「陳情の取り扱いについて」で規定する「著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、そのもの名誉毀損又は信用失墜のおそれのあるもの」に該当すると思われ、継続審査の申出をしないことを検討すべきとの意見があった。 その後、各会派での協議の上、再度、総務委員会が協議を行い、閉会中の継続審査の申出をせず、審議未了廃案とした。
陳情第14号 葬祭業者の遺体エンバミング事業についての陳情	H15.7.31	葬祭業者のエンバミング事業について、議会として、憲法に立脚した調査や、刑法違反に對して司法当局への行動を行うよう求めるもの	H16.3.15（閉会中の継続審査の申出をしないことを確認） H16.3.18（審議未了廃案） 総務委員会での審査の際に、各委員から、本件陳情は委員会審査にまじらない内容であるので、今後の請願・陳情の付託のあり方について、議会運営委員会又は正副委員長会議で検討が行われるように要望があった。 総務委員会では、委員長の判断として審査をせず、年度末に陳情提出者に確認の上、閉会中の継続審査の申出をせず、審議未了廃案とした。 その後、議運で陳情の付託について協議が行われ、手引きに付託しない陳情の扱い（「陳情の取り扱いについて」）が、新たに規定された。

（※ 請願は該当なし）

○政令指定都市での陳情の委員会付託状況

すべて委員会付託する	6市	札幌市、名古屋市、京都市、 大阪市、堺市、北九州市
原則として委員会付託する	9市	千葉市、相模原市、新潟市、 静岡市、浜松市、神戸市、 岡山市、広島市、川崎市
原則として委員会付託しない	2市	仙台市、横浜市
すべて委員会付託しない	2市	さいたま市、福岡市

○政令指定都市での委員会付託しない陳情の種類

郵送	
・ 郵送による陳情	新潟市、静岡市、浜松市、 広島市
・ 市外の提出者からの郵送による陳情	岡山市、神戸市
基本的人権の否定など公序良俗に反する行為を求める陳情	相模原市、岡山市、川崎市
個人の秘密を暴露する陳情	相模原市、岡山市、川崎市
司法権の独立を侵すおそれのある陳情	相模原市、岡山市、川崎市
市議会として既に結論を出した請願・陳情と同一趣旨で、 その後特段の状況変化がない陳情	相模原市、川崎市
1年以内に提出されたものと同趣旨の陳情	静岡市
市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求める陳情	相模原市、岡山市、川崎市
意見書等	
・ 国等に対して意見書の提出を求める陳情	千葉市
・ 決議・意見書の提出を求める陳情	広島市
内容が市の所管外の陳情	広島市、川崎市
議会に直接関係する陳情	広島市
代表者が市外の陳情	広島市
その他	
・ 提出者が委員会付託を希望しない陳情	広島市
・ 趣旨、理由等が明確に記載されていない陳情	川崎市
・ 委員会での審査が事実上できないものや、内容的に適さない陳情	神戸市
・ 議会運営委員会において委員会付託することが適当でない と判断された陳情	静岡市
・ その他委員会付託になじまないと議長が認めた陳情	川崎市

○政令指定都市での陳情付託取扱状況一覧

	陳情の 審査の 有無	通常の取扱い	例外の取扱い	受理件数(H22)	
				請願	陳情
札幌市	◎	委員会付託し審査する。		2	21
仙台市	△	委員会付託しない。 (写しを各会派に参考として送付し回覧処理する。)	【委員会付託し審査するもの】 市の施策、緊急を要するもの等	1	11
さいたま市	×	委員会付託しない。 (陳情文書表を議場に配付し、議会報告のみ行う。)		76	27
千葉市	○	委員会付託し審査する。	【委員会付託しないもの】 ・国等に対して意見書の提出を求めるもの (写しを各会派に配付し、賛同する会派から意見書案が議員提出される。)	19	16
横浜市	△	委員会付託しない (行政要望等については委員会付託せず、当局回答を求め る。)	【委員会付託し審査するもの】 ・機関意思の決定(意見書や決議)を求めるもの	45	22
相模原市	○	委員会付託し審査する。	【委員会付託しない場合があるもの】(* 議運で取扱いを協議) ・基本的人権を否定するものなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を 求めるもの ・個人の秘密を暴露するもの ・相模原市議会として既に結論を出したもので、その後特段の状況変化がないと 認められるもの ・訴訟継続中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのある もの ・市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの	0	28
新潟市	○	委員会付託し審査する。	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの (議会運営委員会への報告にとどめる。)	11	22
静岡市	○	委員会付託し審査する。	【委員会付託しない場合があるもの】 ・郵送により提出されたもの ・議会運営委員会において委員会付託することが適当でない判断されたもの ・1年以内に提出されたものと同趣旨の陳情 (議会への要望書として取り扱う。)	4	13
浜松市	○	委員会付託し審査する。	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの (各会派へ写しを送付する。)	1	9
名古屋市	◎	委員会付託し審査する。		18	11

◎…すべて委員会付託する

○…原則として委員会付託するが、例外的に委員会付託しない場合あり

△…原則として委員会付託しないが、例外的に委員会付託する場合あり

×…すべて委員会付託しない

	陳情の 審査の 有無	通常の取扱い	例外の取扱い	受理件数(H22)	
				請願	陳情
京都市	◎	委員会付託し審査する。 (審査するが結論を出さない。)		46	17
大阪市	◎	委員会付託し審査する。		12	98
堺市	◎	委員会付託し審査する。 (審査するが結論を出さない。当局への要望としての取扱いと している。)		0	133
神戸市	○	委員会付託し審査する。	【委員会付託しないもの】 ・市外居住者から郵送で提出されたもの (要望書扱いとしている。) 【委員会付託しない場合があるもの】 ・委員会での審査が事実上できないものや、内容的に適さないもの (議長において処理する。なお、処理に当たっては、市会運営委員会議事会の意 見を聴く。)	39	162
岡山市	○	委員会付託し審査する。	【委員会付託しないもの】 ・基本的な人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求 めるもの ・個人の秘密を暴露するもの ・訴訟係属中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのある もの ・市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めめるもの ・次に掲げる者以外から郵送されたもの * 市内在住・在勤・在学の人、市内に事業所等を有する法人 (関係委員会に写しを配付する。)	5	66
広島市	○	委員会付託し審査する。 (平成22年4月1日から)	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの ・代表者が市外のもの ・内容が市の所管外のもの ・決議・意見書の提出を求めめるもの ・議事に直接関係するもの ・提出者が委員会付託を希望しないもの	6	32
北九州市	◎	委員会付託し審査する。		7	29
福岡市	×	委員会付託しない。 (委員会への文書による報告のみ)		17	25
川崎市	○	委員会付託し審査する。	(「陳情の取り扱いについて」とおり)	28	49

◎…すべて委員会付託する

○…原則として委員会付託するが、例外的に委員会付託しない場合あり

△…原則として委員会付託しないが、例外的に委員会付託する場合あり

×…すべて委員会付託しない